

「子ども・子育て支援新制度」が平成27年4月からスタート

平成27年4月から「子ども・子育て支援新制度」が開始され、子どもの教育・保育や子育て支援を総合的に推進する新しい制度が始まります。

市では現在、平成27年度を開始年度とする「子ども・子育て支援事業計画」の策定作業を行っており、計画の中で、幼児期の教育・保育の提供の拡充や、保育所の待機児童対策、地域の子育て支援の充実を図っていきます。

◇幼稚園・保育所(園)の入所手続き方法が変わります

新制度の開始に伴い、幼稚園や保育所等を利用する際の手続きが変わり、従来の入園・入所手続きに加え、利用のための「支給認定」を受ける必要があります。

1. 支給認定の種類

認定区分	1号認定	2号認定	3号認定
対象となる子ども	子どもが満3歳以上で教育を希望する場合	子どもが満3歳以上で、保護者の就労等の理由で保育を希望する場合	子どもが満3歳未満で、保護者の就労等の理由で保育を希望する場合
利用できる施設等	幼稚園(※1) 認定こども園(※2)	保育所(園) 認定こども園	保育所(園) 認定こども園 地域型保育事業(※3)
施設等の利用時間の区分	教育標準時間認定(4時間程度の教育) ※園により延長保育を利用することができます	保護者の就労時間等によって利用できる時間が異なります。 ・主にフルタイム勤務等の方=保育標準時間認定(11時間保育) ・主にパートタイム勤務等の方=保育短時間認定(8時間保育) ※必要により延長保育を利用することができます	

(※1)幼稚園は新制度に移行する園と、現行制度のまま継続する園があり、各園の判断によりどちらかを選択することとなります。平成27年度においては、市内私立幼稚園(大網木の花幼稚園・季美の森幼稚園)は新制度に移行せず、現行制度のまま継続する予定ですので、上記認定手続きの必要はありません。
(※2)認定こども園は現在市内にありませんが、今後普及を図るとともに既存施設が移行する場合には移行支援を行っていきます。市外の認定こども園を利用される予定の方は、子育て支援課まで問い合わせください。
(※3)地域型保育事業とは、利用定員が19人以下の0～2歳の子どもを対象とする保育施設の総称で、平成27年4月より家庭的保育事業や小規模保育事業等に預ける場合、認可保育所(園)と同様に所得に応じた保育料にて利用することができます。

2. 現在入園・入所中の方の手続き

現在、幼稚園(公立)や保育所等を利用している方は、入所されている施設を通して申請手続きを行っていただく予定です。

3. 保育料について

保育所の保育料は、現在は所得税額を基に決定していますが、新制度では市民税所得割課税額を基に決定することとなります。

また、新制度に移行する幼稚園・認定こども園を利用される方の保育料についても所得に応じた保育料となります。

なお、平成27年度の保育料についてはおおむね現行の負担水準と同程度の保育料とする予定です。

園子育て支援課保育班 ☎(70)0347

教育委員会管理課学校教育室 ☎(70)0372

11月12日(水)～25日(火)は「女性に対する暴力をなくす運動」期間

暴力は、決して許されるものではありません。特に、夫・パートナーからの暴力、性犯罪、売買春、人身取引、セクシャル・ハラスメント、ストーカー行為など、女性に対する暴力は、女性の人権を著しく侵害するものです。この運動期間をきっかけに、女性に対する暴力について考え、暴力のない社会をつくっていきましょう。

＜DV相談ナビ＞

☎0570(0)55210

暴力(DV)に悩んでいる方へ、あなたのお近くの相談窓口をお答えします。

◇全国一斉「女性の人権ホットライン」強化週間
トライル

「女性に対する暴力をなくす運動」期間中、全国一斉に人権擁護委員が「女性の人権ホットライン」を通じて電話相談に応じます。

▼日時
・11月17日(月)～21日(金)8時30分～19時
・11月22日(土)、23日(日)10時～17時

▼相談電話
☎0570(070)810

▼対応者
千葉県人権擁護委員連合会女性人権擁護委員、千葉地方司法局人権擁護課職員

▼千葉県人権擁護委員連合会事務局(千葉地方司法局人権擁護課内)
☎043(247)3555

お願い 金網ストーブをお持ちの方へ

金網ストーブは、不完全燃焼により重大な一酸化炭素中毒事故をおこす危険があります。万が一の事故に至らないためにも、安心機能の付いたストーブやファンヒーターへの取り替えをお願いします。

●特徴

赤熱部分が金網できていて、この金網を赤熱することにより暖房を行うストーブです。昭和48年から53年にかけて相当の台数が普及しましたが、昭和55年に製造中止となりました。(一部メーカーは昭和62年7月まで製造)

「ガスと暮らしの安心」運動が11月30日まで実施されています。詳しくは、一般社団法人日本ガス協会ホームページ

(URL) <http://www.gas.or.jp/gastokurashi/>へアクセスしてください。



天然ガスはCO₂の排出量が少ない
グリーンなエネルギー

園ガス事業課 ☎(72)1131

保育所入所児童を募集

保育所は、仕事や病気等により家庭で子どもの保育が出来ない保護者に代わって保育を実施しています。平成27年4月から保育所への入所を希望する児童を募集します。

▶申込書配布開始日=11月4日(火)

▶受付期間=11月26日(水)～12月9日(火)9時～17時 ※(土)・(日)は除く。ただし、12月6日(土)・7日(日)は9時から12時まで子育て支援課窓口にて受け付けを行います。

▶申込書配布・受付場所=子育て支援課、第1保育所、第2保育所、増穂保育所、あさひ保育園、大竹保育園、みどりが丘保育園 ※先着順ではありません

▶入所基準=子どもの保護者等が次の保育を必要とする事由に該当する場合

- ①保護者が就労している(1日あたり4時間かつ週あたり4日以上)
- ②母親が出産前後である(出産前2カ月、出産後3カ月)
- ③保護者が疾病・障害の状態である
- ④保護者が同居または長期入院している親族の介護や看護をしている
- ⑤火災等の災害で、その復旧にあっている
- ⑥保護者が求職中である(起業準備を含む)
- ⑦保護者が就学している(職業訓練を含む)
- ⑧虐待やDVを受けるおそれがある

▶必要書類=施設型給付費等支給認定申請書・保育所等入所申込書、家庭状況等調査書、保護者の家庭状況により次のいずれかの書類

- ①保護者の就労申告書・就労(内定)証明書
- ②自営業の場合は自営業証明書、農業の場合は農業従事証明書
- ③病気や出産の前後または心身に障害がある場合は、医師の診断書や出産予定日の分かる母子手帳等の写し、または身体障害者手帳の写し
- ④保護者が病人を介護している場合は、医師の診断書

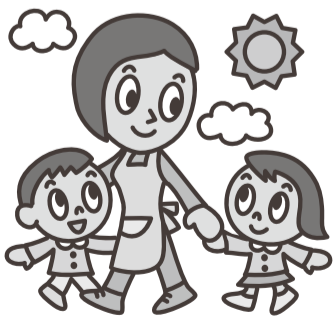
※申込受付後、必要に応じて保育所入所のために必要な資料を求める場合もあります。同居している方がいる場合は、同居者の分の①～④の書類が必要になる場合があります。

▶入所決定=入所は、市が保育の必要性の認定の審査を行い、認定した後に市が利用調整を行い、2月中旬までに希望施設の利用の可否を決定します。

※認定を受けた場合であっても、希望の施設への入所ができるとは限りません

▶平成27年4月以前の入所申込の受け付けは随時行っています。

園・園子育て支援課保育班 ☎(70)0347



市立幼稚園児を募集

市立幼稚園では、一人ひとりの個性を生かしながら、発達段階に即した指導を行っています。また、家庭との連携により、日常の基本的な生活習慣や態度、豊かな情操を身に付けさせ、子どもが楽しい幼稚園生活を体験できるよう、創意に富んだ幼稚園経営に努めています。

▶入園資格=市内に住居登録があり、次の期間に生まれた方

- ・1年保育(5歳児)=平成21年4月2日～平成22年4月1日生
- ・2年保育(4歳児)=平成22年4月2日～平成23年4月1日生
- ・3年保育(3歳児)=平成23年4月2日～平成24年4月1日生

▶申込書配布・受付期間=11月4日(火)～11日(火)

◇入園願書配布場所・時間

- ・各幼稚園=9時～16時
- ・教育委員会管理課(市役所別棟2階)=8時30分～17時15分

◇入園願書受付場所・時間

入園を希望する幼稚園=9時～16時
※入園願書の配布および受け付けは、(土)・(日)・祝日・園の行事日等(11/4(火)大網幼稚園・増穂幼稚園、11/10(月)白里幼稚園)を除きます

※入園願書には、幼児と保護者が記載された住民票(続柄有、本籍省略)を添付

◇募集人数(見込み)

幼稚園名	3歳児	4歳児	5歳児	電話番号
大網幼稚園	各30人	40人	38人	☎(72)3008
瑞穂幼稚園		43人	37人	☎(72)0298
増穂幼稚園		40人	23人	☎(72)0299
白里幼稚園		26人	17人	☎(77)2202

※4歳児・5歳児の募集人数は10月末日の在籍者数を基準に決定するため、増減することがあります
※応募者多数の場合は抽選を行います。抽選の結果、入園予定者とならなかった方には、入園の辞退等があった場合に、待機順に従い連絡します。

園各幼稚園または教育委員会管理課学校教育室

☎(70)0372